

奈良警察署における要保護者の保管金不適正取扱い事故に係る 賠償金の支出に係る住民監査請求の結果について

1 請求事案の概要

(1) 請求書の提出日 令和3年3月16日

(2) 請求の趣旨

令和2年3月26日に、奈良警察署が保管金不適正取扱い事故として支出した賠償金93,904円は、適法に支出するための要件を満たしておらず、違法な支出である。

違法な支出の責任者である知事に対して、当該賠償金を返還するよう措置を求める。

2 監査の結果

(1) 監査結果の通知日 令和3年5月13日

(2) 監査結果

本件住民監査請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

(3) 棄却理由の概要

- ・奈良警察署長は、本件賠償金の支出に関係する事務について、会計規則の規定等により、知事から委任を受けている。
- ・奈良警察署は、相手方から、本件賠償金を請求する旨の意思表示を受け、関係する書類を作成している。
- ・警察本部は、本件賠償金の支出に係る議案書の知事決裁を得るに当たり、国家賠償法第1条第1項に規定する要件に適合することを確認し、関係する書類を作成している。

以上のとおり、本件賠償金の支出は違法とは認められないため、知事が県に対して当該支出金を返還する理由はないと判断する。